

京都薬科大学生涯研修認定薬剤師制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都薬科大学生涯教育センター規程第3条第2項の規定に基づき、京都薬科大学生涯研修認定薬剤師制度（以下「本制度」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 京都薬科大学（以下「本学」という。）における本制度は、次の各号に掲げることを目的とする。

- (1) 臨床医療現場における薬学専門知識及び科学的データに基づき、高度な臨床推論力を発揮できる薬剤師を育成すること。
- (2) 自己研鑽を志す全ての薬剤師に対し、医療薬学専門知識及び技能を継続的に習得する生涯学習の機会を提供すること。
- (3) 本制度による研修成果を適切に評価することにより、薬剤師の資質向上と職能を拡大するとともに、医薬品の適正使用の習得を通じて、我が国の薬物療法の発展に寄与すること。

(本制度の受講対象)

第3条 本制度の受講対象は、生涯教育を希望する全国の全ての薬剤師とする。

(受講料)

第4条 本制度の研修プログラムを受講しようとする者は、所定の受講料を納入しなければならない。

(研修プログラム)

第5条 本制度における研修プログラムは、集合研修及びeラーニング講座とする。

- 2 研修プログラム受講者には、ID及びパスワードを付与する。
- 3 集合研修は、原則として講演会、講義、ワークショップ、シンポジウム、セミナー、演習及び実技実習形式とする。

(研修単位の付与)

第6条 集合研修の受講者には、所定の研修単位を付与する。

- 2 eラーニング講座の受講者には、各受講者の研修時間及び取得単位を自動記録し、各コンテンツの受講終了後において、画面上での確認テストに合格することにより、所定の研修単位を付与する。

3 eラーニング講座の各コンテンツについて、過去の卒後教育講座等において同一のコンテンツを受講し既に単位を取得している者には、本制度におけるeラーニング講座の研修単位は付与しないものとする。ただし、eラーニング講座の受講は、妨げない。

(研修認定薬剤師の認定基準等)

第7条 本学における第6条に規定する研修単位及び研修認定薬剤師の認定に必要な基準(以下「認定基準」という。)は、別に定める。

(研修認定薬剤師の認定)

第8条 日本国の薬剤師免許を有する者が、認定基準に基づく研修認定薬剤師として認定できる要件を満たし、その者から申請があったときは、その者を研修認定薬剤師として認定し研修認定薬剤師証を交付する。

2 研修認定薬剤師の認定に必要な研修単位は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構によって認証された本学以外の認定薬剤師認証研修機関が付与した単位も有効とし、通算することができる。

(研修認定薬剤師の有効期限)

第9条 研修認定薬剤師の有効期限は3年とする。ただし、次条に定めるところにより更新することができる。

(研修認定薬剤師の更新)

第10条 認定基準に定める研修認定薬剤師の更新の要件を満たした者は、研修認定薬剤師証を更新する。この場合において、第9条第2項の規定は更新の場合も適用する。

2 本学以外の認定薬剤師認証研修機関で交付された研修認定薬剤師証の更新についても、認定基準に基づき、本学で更新することができる。

(研修認定薬剤師の認定及び更新の特例)

第11条 研修認定薬剤師の認定及び更新において、出産、育児、病気、看護、海外勤務等やむを得ない事由により認定基準に定める認定及び更新の要件を満たすことができなかつたときは、2年間を限度として研修認定薬剤師の認定を延長することができる。

(認定資格の喪失)

第12条 研修認定薬剤師は、死亡、日本国の薬剤師資格喪失、研修認定薬剤師資格の辞退又は更新をしなかつた場合は、その資格を喪失する。

(認定資格の取消し)

第13条 本学は、研修認定薬剤師が研修認定薬剤師としての名誉を著しく汚す行為又は適正を欠く行為を行った場合、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、研

研修認定薬剤師資格（以下この条において「資格」という。）を取り消すことがある。

2 本学は、前項の規定により資格を取り消そうとする場合は、あらかじめ資格取消し対象者（以下この条において「対象者」という。）にその旨を通知するものとする。この場合において、対象者から求めがあった場合は、当該対象者の意見を聞く機会を設けるものとする。

3 資格取消しの要否は、研修認定薬剤師審査委員会において決定のうえ、その決定内容を対象者に通知するとともに、資格を取り消した場合は、その者を認定薬剤師名簿から抹消する。

（研修認定薬剤師証の申請及び更新の手続き）

第14条 研修認定薬剤師証の申請又は更新しようとする者は、次の各号に定める書類等を提出するとともに、所定の認定又は更新の申請手数料を納入しなければならない。

(1) 研修認定薬剤師認定（更新）申請書

(2) 研修単位（本学以外の認定薬剤師認証研修機関で取得した研修単位シールや単位証明書）

(3) 現在有効である研修認定薬剤師証の写し（本学以外の認定薬剤師認証研修機関で交付された研修認定薬剤師証を本学で更新する場合のみ）

（研修認定薬剤師証の再交付）

第15条 研修認定薬剤師証を紛失、汚損等した場合は、申請により再交付することができる。

（研修認定薬剤師の認定審査）

第16条 本学に、研修認定薬剤師の認定及び更新審査を行うため、研修認定薬剤師審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（生涯研修認定薬剤師制度の評価）

第17条 本学に、本制度に関し第2条に定める目的の達成状況等の評価を行うため、生涯研修認定薬剤師制度評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（個人情報の管理）

第18条 本学は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、本学個人情報保護規程その他関係法令に基づき、研修プログラム受講者及び研修認定薬剤師の個人情報の管理を適切に行う。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、2018年4月1日から施行し、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構から認定薬剤師認証研修機関として認証を受けた日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2025年4月1日から施行する。